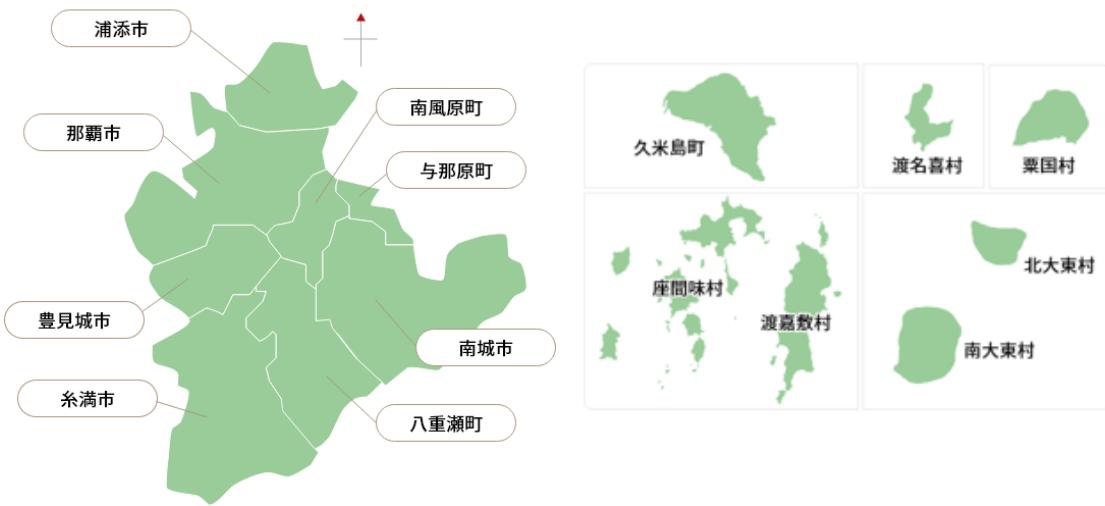


# 南部広域市町村圏事務組合

## 広域行政推進計画

(令和8年度～令和12年度)



令和8年2月2日

## 目 次

■はじめに .....	1
■南部圏域の概要 .....	2
◇南部圏域の特性	
◇南部圏域の位置	
◇構成市町村（15 市町村）	
◇市町村別の人団体・世帯数・面積	
■組合の概要 .....	4
◇設置根拠・設立年月日・組合を組織する市町村・事務所の位置	
◇共同処理する事務	
◇組合の機関	
◇組合の組織図	
◇3団体による広域行政の推進	
■広域行政推進計画 .....	7
1 広域行政推進計画の策定 .....	7
(1) 計画策定の背景	
(2) 計画の基本方針	
(3) 計画で定める事項	
(4) 計画の期間	
(5) 関係市町村との協議	
2 ふるさと市町村圏基金を活用した事業の実施に関すること .....	9
3 広域的な行政課題及び振興整備等の調査研究に関すること .....	11
4 いなんせ斎苑の建設及び管理運営に関すること .....	13
5 南斎場の建設及び管理運営に関すること .....	16
6 社会福祉法に規定する所轄庁が行うこととされている事務に関すること .....	19
7 子ども・子育て支援法及び児童福祉法に規定する特定教育及び特定地域型保育事業の指導監査に関すること .....	22
8 計画の効果的な推進に向けて .....	26
■資料編 .....	27
◇沿革 .....	27
◇南部広域市町村圏事務組合規約 .....	31

## ■はじめに

本組合は、南部圏域の総合的かつ効率的な広域行政圏施策の充実・強化を図るため、昭和 56 年に南部広域市町村圏協議会として発足し、国の広域行政圏施策のひとつとして創設された「ふるさと市町村圏」の選定に伴い、平成 4 年 11 月 1 日に地方自治法第 285 条の規定に基づく広域行政機構の一部事務組合（複合的一部事務組合）として設立されました。

また、平成 16 年 4 月 1 日には、南部圏域における広域行政の多岐・分散構造を整理・統合し、圏域の振興整備に関する情報の一元化と広域行政組織の密接な連携による一体的かつ効率的な事務事業の執行体制の充実・強化を図るため、南部市町村委会及び財団法人南部振興会（現一般財団法人南部振興会）との事務局統合により、広域行政組織のさらなる連携と効率化を進めています。

こうした経緯を経て、本組合では、広域的な行政ニーズをより効率的かつ効果的に推進するため、ふるさと市町村圏基金を活用した事業の実施を通して圏域の一体感の醸成を図るとともに、いなんせ斎苑及び南斎場の管理運営のほか、関係法令等に基づく指導監査等の事務や広域的な行政課題及び振興整備等の調査研究など、組合規約第 3 条各号に規定する関係市町村の事務の一部を共同処理し、あわせて、関係団体や県・国との連携と協調のもとに、南部圏域の総合的な振興整備に努めています。

一方、組合設立から 34 年目を迎えるなか、これまでの沖縄振興計画（新・沖縄 21 世紀ビジョン基本計画）や関係市町村独自の施策展開などにより、従来の広域行政の考え方や役割は大きく変化し、時代に対応した新たな広域連携のあり方を検討することが求められます。

本計画は、組合規約第 3 条各号に規定する共同処理する事務に関して、その事務事業を実施するに至った経緯や現状と課題を踏まえ、令和 8 年度から令和 12 年度までの向こう 5 年間において、本組合が事業主体となって取り組むべき事務事業を計画的に執行・処理するための基本方針などを定めています。

今後におきましても関係市町村や関係団体との相互連携を図りながら、南部圏域の総合的な振興整備とあわせて、広域行政推進計画の着実な実行に努めてまいります。

令和 8 年（2026 年）2 月 2 日

南部広域市町村圏事務組合理事会

理事長（那覇市長） 知念 覚

## ■南部圏域の概況

### ◇南部圏域の特性

南部圏域は、沖縄本島南部地域の8市町と那覇市の西から北西部に位置する慶良間諸島、久米島、粟国島、渡名喜島及び東部太平洋上に位置する南北大東島の離島7町村を含む5市4町6村で構成され、亜熱帯の気候風土と豊かで優れた自然環境を背景に、首里城跡や斎場御嶽など世界遺産に登録された貴重な歴史・文化財のほか、南部一円に集中する沖縄戦跡や独自の風合いが残る数々の伝統行事と伝統芸能が継承・保全されるなど、特色ある多様な地域特性を有しています。

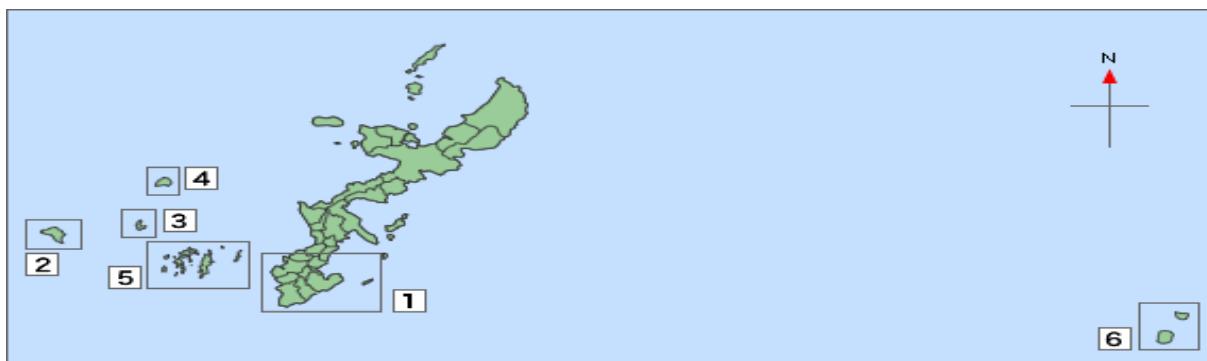
面積は、374.43 km<sup>2</sup>（令和2年国土地理院資料）で沖縄県全体の16.4%を占め、圏域面積のうち約41.3%にあたる154.73 km<sup>2</sup>は離島町村で占めています。

人口は、約70万6千人（令和2年国勢調査）で沖縄県全体の48.1%を占め、人口の推移をみると増勢傾向にあるものの、那覇市周辺の近郊都市地域を中心に人口吸引力が強く、離島地域では横ばいか減少傾向をたどっています。

就業構造は、那覇市とその近郊では観光産業や情報通信産業、商業・サービス業をはじめとする第3次産業の比率が高く、第1次産業の比率が低い傾向が顕著である一方、近郊都市地域や漁村・農村地域、離島地域においては農林水産業の重要性が高く、地域の主要産業となっている地域もあります。ただし、座間味村ではサービス産業の占める割合も高く、他の離島地域とは異なる就業構造を有しています。

南部圏域は、沖縄県の政治、経済の中心地として高度な都市機能が集積する県都・那覇市とその周辺市町で構成される都市機能集積地域や農村・漁村地域、さらに、離島地域という多様な地域構造を有しています。この広大で多様な地域構造を有する南部圏域が一体となって地域振興を推進するためには、構成市町村それぞれが役割を分担し、広域的な機能連携を図りながら圏域の一体性を強めつつ、バランスのとれた発展を遂げることが求められています。

### ◇ 南部圏域の位置



## ◇ 構成市町村（15 市町村）

浦添市、那霸市、豊見城市、南風原町、与那原町、南城市、八重瀬町、糸満市、久米島町、粟国村、渡名喜村、座間味村、渡嘉敷村、南大東村、北大東村



## ◇ 市町村別の人口・世帯数・面積

市町村名 (15 市町村)	国勢調査人口 (人)		世帯数 (戸)		面積 (km <sup>2</sup> ) (令和 2 年)
	令和 2 年	平成 27 年	令和 2 年	平成 27 年	
浦添市	115,690	114,232	47,331	44,041	19.50
那霸市	317,625	319,435	144,355	135,532	41.42
豊見城市	64,612	61,119	24,580	21,780	19.31
南風原町	40,440	37,502	14,679	12,763	10.76
与那原町	19,695	18,410	7,949	7,003	5.18
南城市	44,043	42,016	15,895	14,295	49.94
八重瀬町	30,941	29,066	10,680	9,625	26.96
糸満市	61,007	58,547	23,272	20,647	46.63
久米島町	7,192	7,755	3,338	3,365	63.65
粟国村	683	759	378	429	7.65
渡名喜村	346	430	224	267	3.87
座間味村	892	870	501	453	16.74
渡嘉敷村	718	730	389	417	19.23
南大東村	1,285	1,329	680	686	30.52
北大東村	590	629	326	333	13.07
合計	705,759	692,829	294,577	271,636	374.43

## ■組合の概要

### ◇ 設置根拠

地方自治法第 285 条の規定に基づく一部事務組合（複合的一部事務組合）

### ◇ 設立年月日

平成 4 年 11 月 1 日（平成 4 年 10 月 15 日沖縄県指令総第 713 号許可）

### ◇ 組合を組織する市町村

浦添市、那覇市、豊見城市、南風原町、与那原町、南城市、八重瀬町、糸満市、久米島町、粟国村、渡名喜村、座間味村、渡嘉敷村、南大東村、北大東村

### ◇ 事務所の位置

沖縄県那覇市旭町 116 番地 37（沖縄県市町村自治会館 6 階）

### ◇ 共同処理する事務

組合規約第 3 条各号に規定する次に掲げる事務を共同処理します。

(1) ふるさと市町村圏基金を活用した次に掲げる事業の実施に関すること。

ア 広域観光事業

イ 広域文化事業

ウ 広域的健康づくり、スポーツ及びレクリエーション事業

エ 広域的人材育成及び人材活用事業

オ 広域研修事業

カ 地域イベント助成事業

キ 地域間交流事業

ク 地域産業育成事業

ケ 地域づくり支援事業

(2) 広域的な行政課題及び振興整備等の調査研究に関するこ。

(3) いなんせ斎苑の建設及び管理運営に関するこ（那覇市及び浦添市に係るものに限る。）。

(4) 南斎場の建設及び管理運営に関するこ（糸満市、豊見城市、南城市、南風原町、八重瀬町及び与那原町に係るものに限る。）。

(5) 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 30 条第 1 項第 1 号に規定する所轄庁が行うこととされている事務に関するこ（浦添市、豊見城市、南城市及び糸満市に係るものに限る。）。

(6) 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に規定する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の指導監査に関するこ（豊見城市、糸満市、南城市、南風原町、与那原町、八重瀬町及び久米島町に係るものに限る。）。

## ◇ 組合の機関

### 【理事会】

理事会は、関係市町村の長をもって組織し、組合の執行機関として、組合規約第 3 条各号に掲げる事務の基本的な事項の決定のほか、毎会計年度の予算の調製、歳入歳出決算、組合議会への提出議案の審議、規則等の制定改廃、その他重要な事項の事務を処理します。

### ＜広域化事務等調査委員会＞

広域化事務等調査委員会は、理事会が委嘱する関係市町村の副市町村長等をもって組織し、関係市町村の事務のうち組合において処理可能な事務や関係市町村が加入する一部事務組合の事務のうち組合において処理可能な事務を調査研究します。

### ＜幹事会＞

幹事会は、関係市町村の広域行政担当課長等をもって組織し、広域行政推進計画の策定に必要な事項を調査・調整するとともに、理事会において指示された事項、理事会で議決すべき事項、その他組合の運営に関し必要な事項の事務を担任します。

### ＜会計管理者＞

会計管理者は、理事長の属する市町村の会計管理者をもって充て、本組合の会計事務を司ります。

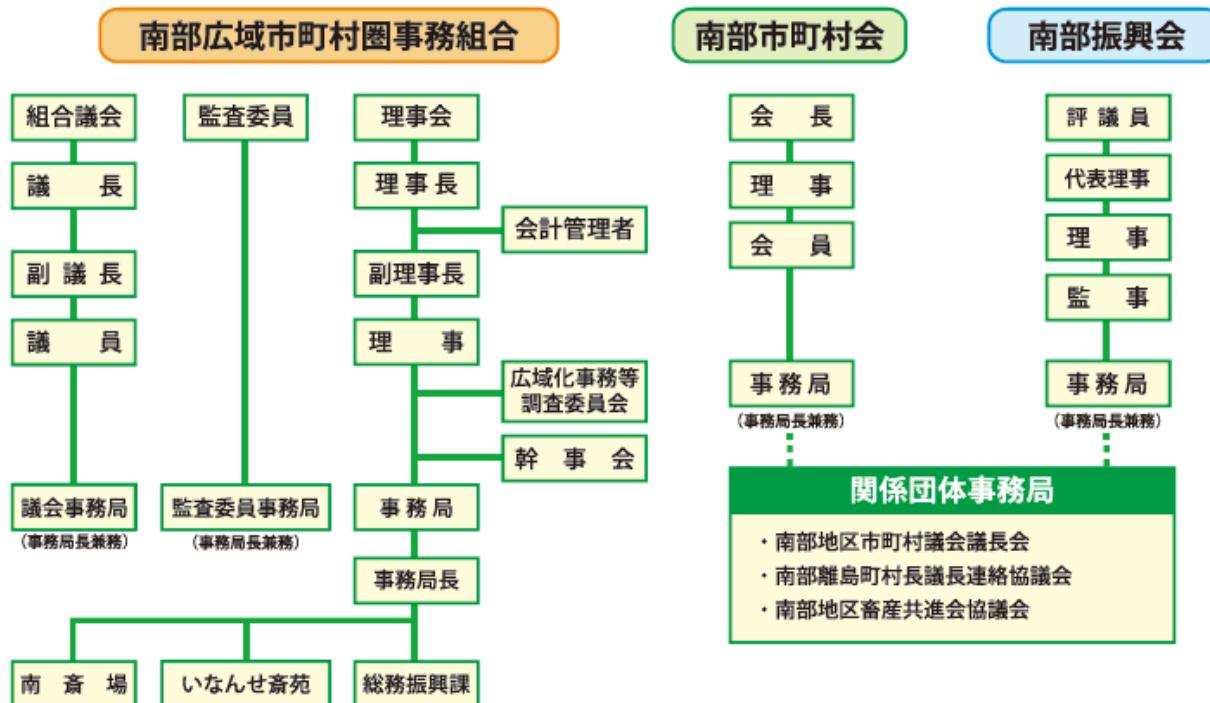
### 【組合の議会】

組合の議会の議員は、組合規約第 5 条の規定により、那覇市 3 人、浦添市、糸満市、豊見城市及び南城市 2 人、その他町村 1 人が選出され、合計 21 人で組織されています。議会は定例会 2 回（2 月及び 10 月に招集するのを常例）、その他必要に応じて臨時会が招集されます。

### 【監査委員】

監査委員は、理事会が組合の議会の同意を得て識見を有する者及び組合の議員のうちからそれぞれ 1 人を選任し、地方自治法の規定による定期監査、例月出納検査、決算審査等を実施し、その結果に関する報告の提出・公表等を行います。

## ◇ 組織図



## ◇ 3団体による広域行政の推進

南部広域市町村圏事務組合、南部市町村会及び一般財団法人南部振興会は、南部圏域における広域行政の多岐・分散構造を整理・統合し、圏域の振興整備に関する情報の一元化や広域行政組織の密接な連携による一体的かつ効率的な事務事業の推進を図るため、平成16年4月1日にそれぞれの事務局を統合し、相互連携を図りながら、圏域全体の振興発展に努めています。

### 【参考】広域行政の推進方法

広域行政の推進方法には、市町村の枠組みの変更を行う「市町村合併」のほか、市町村の枠組みの変更を行わないで事務の共同処理を行う「一部事務組合（複合的一部事務組合）」、多角的な事務処理を通じて広域的な行政目的を達成するため、直接国又は都道府県から権限委譲を受けることができる「広域連合」、また近年では、新たな広域連携の施策として、生活機能の強化、結びつきネットワークの強化、圏域マネジメント能力の強化などを図る「定住自立圏構想」や人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成する「連携中枢都市圏構想」が推進されています。

## ■広域行政推進計画

### 1 広域行政推進計画の策定

#### (1) 計画策定の背景

南部圏域は、関係市町村や県・国との連携と協調のもとに、これまで「南部新広域市町村圏計画」（昭和 57 年度～平成 3 年度）、「第 2 次南部広域行政圏計画」（平成 4 年度～平成 13 年度）、「第 3 次南部広域行政圏計画」（平成 14 年度～平成 23 年度）に基づき、圏域の一体的な振興整備に資する効果的な施策の展開を図り、県内の中心圏域として発展してまいりました。

また、わが国の社会経済情勢は急激に変化し、急速な少子高齢化の進展、経済活動の成熟化、地域住民の価値観や生活様式の多様化に即応する構造改革、地方分権、自立的自治の確立など、国や地方を取り巻く環境は大きな転換期を迎え、沖縄県では、平成 24 年 5 月に将来のあるべき沖縄の姿を描いた「沖縄 21 世紀ビジョン基本計画」が策定されるなど、新たな沖縄の創造に向けた取組も行われていました。

一方、全国各地の市町村合併に伴う市町村数の著しい減少と広域行政機構を有しない圏域の増加に伴い、都道府県知事が圏域を設定し、圏域の振興整備を進め、行政機能の分担などを推進してきた国の広域行政圏施策は、当初の役割を終えたものとして、平成 21 年 3 月 31 日をもって廃止され、今後においては、「従来の広域行政圏に係る策定済みの基本構想・基本計画や設置済みの広域行政機構、実施中の事務の共同処理等の取扱いについては、関係市町村の自主的な協議によって、継続ないし見直し等を判断されることが適当である。」とされていました。

こうした背景をもとに、本組合では、平成 23 年の第 3 次南部広域行政圏計画の評価や検証結果等を踏まえ、今後の南部圏域の総合的な振興整備の方向性については、沖縄 21 世紀ビジョン基本計画（圏域別展開の基本方向）をもって南部圏域の基本方向と位置づけるものとし、平成 25 年度以降の計画策定にあたっては、これまでの計画期間を 10 年間とした計画を見直し、本組合が事業主体となって取り組むべき事務事業を計画的に執行・処理するための指針となる単年度毎の「広域振興計画」を策定することとなりました。

また、令和 3 年度からは、本組合の組織運営や共同処理する事務の基本的な考え方などについては、必要に応じて毎会計年度の予算編成方針において見直しが行われるため、同計画の計画期間を 5 年間とし、計画名も「広域行政推進計画」に改められました。

## (2) 計画の基本方針

本計画は、組合における広域行政の円滑な推進に資するため、関係市町村や関係団体との相互連携により、組合規約第3条各号に規定する共同処理する事務に関して、本組合が事業主体となって取り組むべき事務事業を計画的に執行・処理するための指針とします。

また、南部圏域の総合的な振興整備の方向性については、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画（令和4年度～令和13年度）をもって南部圏域の基本方向と位置づけるものとし、本計画の推進にあたっては、関係市町村の総合計画や新・沖縄21世紀ビジョン基本計画との整合性を図るものとします。

## (3) 計画で定める事項

本計画で定める事項は、組合規約第3条各号に規定する共同処理する事務など次に掲げる事項とします。

- ① ふるさと市町村圏基金を活用した事業の実施に関すること。
- ② 広域的な行政課題及び振興整備等の調査研究に関すること。
- ③ いなんせ斎苑の建設及び管理運営に関すること。
- ④ 南斎場の建設及び管理運営に関すること。
- ⑤ 社会福祉法に規定する所轄庁が行うこととされている事務に関すること。
- ⑥ 子ども・子育て支援法及び児童福祉法に規定する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の指導監査に関すること。
- ⑦ 計画の効果的な推進に向けて

## (4) 計画の期間

本計画の計画期間は、令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までの5年間とします。

## (5) 関係市町村との協議

本計画で定める事項のほか、組合の組織運営等に関する重要な事項については、今後の国や地方を取りまく環境の変化等を踏まえ、関係市町村との協議により決定するものとします。

## 2 ふるさと市町村圏基金を活用した事業の実施に関すること

### (1) 経緯

平成4年10月に「南部圏域」が国の広域行政圏施策のひとつとして創設された「ふるさと市町村圏」に選定されたことに伴い、本組合では、平成4年度と平成5年度において、関係市町村の出資金（9億円）と沖縄県の補助金（1億円）により、10億円の「ふるさと市町村圏基金」（以下「基金」という。）を設置しました。

ふるさと市町村圏施策は、市町村間の広域的連携の支援と地域の自立的発展が見込まれる地方都市及びその周辺地域を一体とした圏域のさらなる発展と振興整備を進めるため、基金の運用から生じる収益を活用し、広域の観点から、圏域内的一体性を高め、もって広域行政圏施策の推進に寄与する振興整備や多様な地域振興事業を実施するものとされていました。

そのため、平成5年度以降においては、関係市町村や関係団体との相互連携により、基金の運用から生じる収益を活用して、組合規約第3条第1号に規定する広域的な各種ソフト事業の実施を通して、圏域全体の振興発展を効果的に推進してきましたが、ふるさと市町村圏施策を積極的に推進することにより、圏域内的一体性を高め、もって広域行政圏施策の推進の円滑化に寄与するものとした国の「ふるさと市町村圏施策」が当初の役割を終えたものとして平成21年3月に廃止され、従来の事業展開や基金などの取扱いについては、地域の実情に応じて関係市町村の自主的な協議によって、継続ないし見直しを判断することが適当とされていました。

また、令和2年当時の基金運用益の著しい減少に伴い、将来的に基金運用益の增收が見込めない状況等から、基金の設置目的や役割のほか、その活用方法や関係市町村の出資金9億円の取扱いについて検討を重ねた結果、基金に属する財産のうち、関係市町村の出資金9億円を令和3年度末に償還し、令和4年度以降においては、沖縄県の補助金（1億円）や別に条例で定める積立金により造成した額を資金として、組合規約第3条第1号に規定する事業（以下「基金事業」という。）を実施することになりました。

### (2) 現状と課題

基金事業は、これまで圏域の一体感の醸成や地域振興等に寄与するなど大きな役割を果たしてきましたが、令和3年度の関係市町村の出資金9億円の償還により、令和4年度以降においては、沖縄県の補助金（1億円）などを資金とした基金運用益のほか、公益社団法人沖縄県地域振興協会の助成金や基金取崩額で財源を確保せざるを得ない状況から、限られた予算の範囲内で継続性や発展性のある優先度の高い事業の実

施が求められます。

また、基金事業の開始から30年以上が経過し、現行では、広域研修事業を中心に事業展開されていますが、今後の広域行政需要の変化や新たな広域連携の展開等を見据えて、基金事業全体のあり方（見直し・廃止等）を検討する必要があります。

### (3) 基本方針

基金事業の財源については、基金に属する現金を安全で最も確実かつ有利な方法により保管・運用し、可能な限り基金運用益の増収に努めるとともに、公益社団法人沖縄県地域振興協会の助成金や基金取崩額等で確保するものとします。

また、基金事業の実施については、限られた予算の範囲内で広域的な視点にたった継続性や発展性のある優先度の高い事業を実施するものとします。

一方で、基金事業全体のあり方（見直し・廃止等）については、アンケート調査や意見交換等の実施により構成市町村の考え方を取りまとめたうえで、幹事会等において今後の方針を検討するものとします。

### (4) 施策の展開

毎会計年度の基金事業は、関係市町村のニーズを踏まえ、組合規約第3条第1号に規定する事業の中から広域的な視点にたった事業を採択し、別に定める事業計画等により実施します。

#### ＜組合規約第3条第1号に規定する事業＞

（共同処理する事務）

第3条 組合は、次に掲げる事務を共同処理する。

- (1) ふるさと市町村圏基金を活用した次に掲げる事業の実施に関すること。
  - ア 広域観光事業
  - イ 広域文化事業
  - ウ 広域的健康づくり、スポーツ及びレクリエーション事業
  - エ 広域的人材育成及び人材活用事業
  - オ 広域研修事業
  - カ 地域イベント助成事業
  - キ 地域間交流事業
  - ク 地域産業育成事業
  - ケ 地域づくり支援事業

### 3 広域的な行政課題及び振興整備等の調査研究に関すること

#### (1) 経緯

地方分権の進展や自立的自治の確立など、国や地方を取りまく環境が大きな転換期を迎えるなか、沖縄県では、3次にわたる沖縄振興開発計画及び沖縄振興計画を踏まえた新たな沖縄県の計画として、平成24年5月に「沖縄21世紀ビジョン基本計画」を策定するなど、新生沖縄を創造する新たな取組が行われていました。

沖縄21世紀ビジョン基本計画では、県全体の基本方向や基本施策、克服すべき沖縄の固有課題などが示されるほか、圏域別展開として、圏域ごとの施策を展開するための基本的な考え方や圏域の枠を越えた圏域間連携の強化による広域的地域圏の形成、圏域別展開の基本方向、克服すべき沖縄の固有課題として離島の条件不利性の解決の道筋などが示され、その具体的な取り組みにあたっては、地域の実情をきめ細かく把握したうえで、各地域それぞれの個性や特長を伸ばし、その価値や活力が増大するよう地域ぐるみで進めていくことが必要であるとされていました。

こうした状況を踏まえ、本組合では、沖縄21世紀ビジョン基本計画を第3次南部広域行政圏計画に代わる南部圏域の総合的な振興整備の基本方向の指針として位置づけ、その基本施策等を南部圏域が一体となって取組を進めていくため、平成25年4月1日から組合規約第3条の共同処理する事務に「広域的な振興事業の調査研究に関すること。」の事務を追加しました。

また、令和4年4月1日には、従来の取り組みに加えて、広域的な行政課題等の調査研究に取り組むため、当該事務を「広域的な行政課題及び振興整備等の調査研究に関すること。」に変更し、あわせて、政策的に協調・連携が可能な一部の関係市町村の協議によって、当該市町村間における調査研究等の取り組みが柔軟に行えるよう規約上の規定も整備しました。

#### (2) 現状と課題

本組合では、関係団体との密接な連携により、関係市町村や県・国との連携と協調のもとに、圏域の総合的な振興整備とあわせて、地方自治法の規定に基づく複合的一部事務組合として、いなんせ斎宛及び南斎場の管理運営や関係法令に基づく指導監査等の事務など、関係する市町村が異なる複数の事務を共同処理しています。

今後においては、関係市町村の事務のうち、組合において共同処理の可能性のある事務や新・沖縄21世紀ビジョン基本計画の圏域別展開で示された基本方向や基本施策など、広域的な施策展開が求められる行政課題等に応じて、政策的に協調・連携が可能な一部の関係市町村間での積極的な取組が求められます。

### (3) 基本方針

将来的な人口減少・高齢化の進展が予測されるなかで、限られた人員や財源を有効かつ効率的に活用するため、事務の共同処理は、引き続き重要な手段のひとつであると考えられます。そのため、関係市町村の事務のうち、組合において共同処理の可能性のある事務の調査研究等を関係市町村と連携して取組を進めるものとします。

また、新・沖縄 21 世紀ビジョン基本計画において、圏域ごとに施策展開の基本方向が示されており、その基本方向や施策等の推進に向けて関係市町村との連絡調整に努めるものとします。

### (4) 施策の展開

広域的な行政課題及び振興整備等の調査研究の推進については、関係市町村の意向等を踏まえ、必要に応じて課題共有や情報共有の場を設定するなど、関係市町村間との連絡調整に努めるものとします。

#### <新・沖縄 21 世紀ビジョン基本計画>

##### 第6章 県土のグランドデザインと圏域別展開

- 1 県土全体の基本方向（略）
- 2 県土の広域的な方向性（略）
- 3 圏域別展開

##### （3）南部圏域

###### 【主な特性と課題】（略）

###### 【展開の基本方向】（略）

- ア 自然環境の保全・再生及びクリーンエネルギーの推進
- イ 歴史文化の継承・発展及び観光振興
- ウ 県全体を牽引する産業振興
- エ 持続可能な基幹都市圏の形成
- オ 生活環境基盤等の充実
- カ 離島における定住条件の整備及び地域活性化

## 4 いなんせ斎苑の建設及び管理運営に関すること

### (1) 経緯

火葬場は、人生終焉の儀式が行われる住民に必要欠くことが出来ない公共性の高い都市施設であることから、その永続性や非営利性を確保するため、経営主体は原則として地方公共団体でなければならないとされています。

また、火葬炉の技術的な改良・進歩により無煙・無臭化による低公害の施設整備が進められ、自動化・省力化された安全なシステムの導入や周辺環境と調和のとれた近代的な施設づくりによって従来の火葬場のイメージが一新されるなど、公営火葬場の建設に対する住民の要請も急速に高まっていました。

しかしながら、那覇市及び浦添市（以下「関係2市」という。）には公営火葬場がなく、また、関係2市にとって利用率の高い民営火葬場の経営許可の期限満了や住民の火葬場に対する意識の変化などから公営火葬場の早期建設が求められていました。

そのため、関係2市では、こうした長年の行政課題を解決するため、本組合を事業主体に関係2市の共同事業として広域的な公営火葬場の建設計画を推進し、高齢化社会への移行や将来的な火葬需要に対応するため、南部広域圏における北斎場として位置づけた「いなんせ斎苑」が平成14年3月1日に竣工・供用開始されました。

### (2) 現状と課題

いなんせ斎苑では、①火葬受付業務、②火葬使用料徴収業務、③火葬業務、④その他維持管理業務を行い、そのうち、火葬業務の火葬案内業務、火葬炉運転業務、その他維持管理業務の一部は委託事業者が行う「一部委託方式」を採用しています。

火葬件数は、年々増加傾向にあり、建設当初の計画では年間約2,500件を見込んでいましたが、供用開始当初から想定を大幅に上回り、その後においても一貫して増加し続け、令和6年度においては4,476件の火葬件数となっています。

また、令和2年度の新型コロナウイルス感染症関連遺体の対応が生じた時期から夏場や冬場に「火葬待ち」といわれる火葬待機日数が長期化する傾向にあるため、今後の火葬件数の増加を見据えた対応が求められます。

火葬使用料については、火葬件数の著しい増加や原油価格等の高騰などにより施設全体の維持管理等に多額の経費を要することが想定されることから、令和5年4月1日から関係2市を除く利用者の火葬使用料を改定しています。

管理運営体制は、1日あたりの火葬枠12件が予約で埋まる状況にあるほか、施設の稼働日数が363/年で休窓日が年に2日しかないことから、年々現場の業務量や職員・委託事業者の負担が大きくなっています。

火葬受付業務は、令和3年度に24時間予約可能な火葬予約システムの導入により、利用者の利便性向上や予約管理業務の効率化が図られていますが、システムエラーの障害等が起こった際の対策が必要となるほか、その他維持管理業務については、施設管理運営者の指揮のもとに職員・委託事業者が連動し、葬祭事業者と連携を図りながら綿密な火葬工程管理により、適切な管理運営が求められます。

火葬炉については、平成22年度から平成23年度にかけて火葬炉2基の増設工事や既存炉の大規模改修工事が行われましたが、火葬炉のフル稼働による損耗によって燃料効率の低下等が見受けられていたため、令和4年度から令和8年度にかけては火葬炉設備等更新工事（火葬炉8基入替工事）が行われています。

また、現状では予備炉（2基）の使用や1日2回の稼働を3回の稼働にすることも想定されるため、火葬ダイヤグラムの運用見直しとあわせて、引き続き、火葬炉の長寿命化を図るための定期的なメンテナンスを十分に行う必要があります。

建物・施設については、築24年が経過していることに加え、海岸部に立地していることから、電気計装設備（制御システム等）の旧式化や塩害・漏水等により建物の一部に老朽化・劣化が見受けられていたため、令和元年度に「いなんせ斎苑施設保全基本計画」を策定し、現状では同計画に基づき適宜修理補修等の修繕を行いながら施設全体の長寿命化が図られています。

また、施設の立地環境などから塩害の影響を受けやすいことや経年劣化が進行するなど、今後においても火葬炉の損耗や施設修繕などに多額の経費を要することが想定されることから、施設の機能保持や管理運営等に影響が生じないよう早急な対策が求められます。

こうした状況から、いなんせ斎苑では、令和4年度に「斎苑・斎場適正管理計画」を策定し、現状と課題や将来推計等をもとに、今後の適正な管理運営方法の考え方や方向性を整理したうえで、適切な火葬業務等の運用が図られています。

#### ＜火葬件数の推移（単位：件）＞

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
那霸市	2,642	3,149	2,995	3,248
浦添市	837	889	903	974
その他圏内	67	67	41	28
圏外	1,026	960	461	226
合計	4,572	5,065	4,400	4,476

※上記の火葬件数は「死体」のみの件数です。（大人・小人・献体）

### (3) 基本方針

いなんせ斎苑の管理運営にあたっては、近年の高齢化社会の進展に伴う火葬需要への対応とあわせて、人生終焉の場にふさわしく、住民に必要欠くことが出来ない公衆衛生上の重要な施設として適切な維持管理に努めるものとします。

また、夏場や冬場に「火葬待ち」の状況が長期化する傾向にあることから、火葬炉8基の効率的な運用によって、利用者の利便性向上と安定的かつ持続的な管理運営体制を構築するものとします。

### (4) 施策の展開

令和元年度に策定した「斎苑施設保全基本計画」や令和4年度に策定した「斎苑・斎場適正管理計画」に基づき、火葬炉8基の効率的な運用と委託事業者との連携を密にするほか、近年のデジタル技術の浸透及び急速な進展を背景とした国や県・関係自治体のデジタル化施策に準じて、利用者及び職員・委託事業者の利便性向上を図り、適正な管理運営に努めるものとします。

#### <施設概要>

所在地	浦添市伊奈武瀬一丁目7番5号
供用開始	平成14年3月1日
総事業費	1,816,621千円
敷地面積	11,519.53m <sup>2</sup>
建築面積	2,743.48m <sup>2</sup>
延床面積	2,982.89m <sup>2</sup>
建物構造	鉄筋コンクリート造・地上2階建
火葬炉数	8基
主要諸室	告別室2室、炉前ホール、収骨室2室、待合ロビー、待合室6室、靈安室、事務室
駐車場	普通車100台、マイクロバス4台

#### <管理運営体制>

人員配置	所長、副所長（派遣職員） 会計年度任用職員（受付4人／技術1人）
火葬受付業務	窓口受付・火葬予約システム
火葬使用料徴収業務	窓口にて現金徴収
火葬業務（火葬炉案内業務）	業務委託（棺運搬業務・会葬者の案内業務）
火葬業務（火葬炉運転業務）	業務委託（火葬炉運転業務）
その他維持管理業務	業務委託（植栽管理業務／清掃業務／駐車場管理業務）

## 5 南斎場の建設及び管理運営に関すること

### (1) 経緯

沖縄本島の浦添市以南における火葬業務は、平成 14 年 3 月に供用開始された浦添市に位置する「いなんせ斎苑」、豊見城市に位置する「豊見城火葬場」、南城市に位置する「玉城火葬場」の 3 施設で行われていましたが、いなんせ斎苑を除く他の 2 施設においては、施設の老朽化が著しく、煙や臭いに対する苦情が耐えないことから、新たな火葬場建設が求められていました。

また、火葬場は、人生終焉の儀式が行われる施設として普遍的側面を持ち合わせた施設であることや周辺環境と調和のとれた最新の火葬設備を備えた公営火葬場の建設に対する住民の要請も急速に高まっていました。

そのため、糸満市、豊見城市、南城市、南風原町、八重瀬町及び与那原町（以下「関係 6 市町」という。）では、公営火葬場の建設に対する住民の要請の高まりと南部圏域における将来的な火葬需要への対応や高齢化社会の進展を見据えて、いなんせ斎苑に引き続き、本組合を事業主体に関係 6 市町の共同事業として「南斎場」建設計画を推進し、平成 26 年 6 月 26 日に竣工・供用開始されました。

### (2) 現状と課題

南斎場では、①火葬受付業務、②火葬使用料徴収業務、③火葬業務、④その他維持管理業務を行い、そのうち、火葬業務の火葬案内業務、火葬炉運転業務、その他維持管理業務の一部は委託事業者が行う「一部委託方式」を採用しています。

火葬件数は、年々増加傾向にあり、建設当初の計画では年間約 1,700 件を見込んでいましたが、その他圏域内及び圏域外からの利用者も多く、供用開始当初から想定を大幅に上回り、令和 6 年度においては、計画時の約 2.7 倍の 4,524 件の火葬件数となっています。

また、令和 2 年度の新型コロナウイルス感染症関連遺体の対応が生じた時期から夏場や冬場に「火葬待ち」といわれる火葬待機日数が長期化する傾向にあるため、今後の火葬件数の増加を見据えた対応が求められます。

火葬使用料については、火葬件数の著しい増加や原油価格等の高騰などにより施設全体の維持管理等に多額の経費を要することが想定されていたことから、令和 5 年 4 月 1 日から関係 6 市町や圏域内外利用者の火葬使用料を改定しています。

管理運営体制は、1 日あたりの火葬枠 14 件が全て埋まる状況もあるほか、施設の稼働日数が 363/年で休場日が年に 2 日しかないことから、年々現場の業務量や職員・委託事業者の負担が大きくなっています。

火葬受付業務は、令和3年度に24時間予約可能な火葬予約システムの導入により、利用者の利便性向上や予約管理業務の効率化が図られていますが、システムエラーの障害等が起こった際の対策が必要となるほか、その他維持管理業務については、施設管理運営者の指揮のもとに職員・委託事業者が連動し、葬祭事業者と連携を図りながら綿密な火葬工程管理により、適切な管理運営が求められます。

火葬炉については、火葬炉のフル稼働による損耗によって燃料効率の低下等が見受けられていたため、令和4年度から令和5年度にかけては既存火葬炉6基の修繕工事、令和7年度には火葬炉2基の増設工事を行いました。

また、現状では予備炉（1基）の使用や通常1日2回の稼働を常時3回稼働させていることから、火葬ダイヤグラムの運用見直しとあわせて、引き続き、火葬炉の長寿命化を図るための定期的なメンテナンスを十分に行う必要があります。

南斎場は、その他圏域内及び圏域外の利用者が多く、将来的に中部圏域において新たな火葬場が建設された場合には、圏域外の利用者が減少することも予測され、利用者の減少による赤字経営に転落する可能性もあることから、収益増や効果的な経費削減の取組について検討する必要があります。

こうした状況から、南斎場では、令和4年度に「斎苑・斎場適正管理計画」を策定し、現状と課題や将来推計等をもとに、今後の適正な管理運営方法の考え方や方向性を整理したうえで、適切な火葬業務等の運用が図られています。

#### <火葬件数の推移（単位：件）>

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
糸満市	541	645	654	670
豊見城市	495	546	514	572
南城市	448	544	500	542
南風原町	274	308	284	294
八重瀬町	305	342	311	342
与那原町	156	181	189	182
その他圏内	473	490	502	421
圏外	947	846	1,247	1,268
合計	3,639	3,902	4,201	4,291

※上記の火葬件数は「死体」のみの件数です。（大人・小人・献体）

#### (3) 基本方針

南斎場の管理運営にあたっては、近年の高齢化社会の進展に伴う火葬需要への対応とあわせて、人生終焉の場にふさわしく、住民に必要欠くことが出来ない公衆衛生上

の重要な施設として適切な維持管理に努めるものとします。

また、夏場や冬場に「火葬待ち」の状況が長期化する傾向にあることから、火葬炉8基の効率的な運用によって、利用者の利便性向上と安定的かつ持続的な管理運営体制を構築するものとします。

#### (4) 施策の展開

令和4年度に策定した「斎苑・斎場適正管理計画」に基づき、火葬炉8基の効率的な運用と委託事業者との緊密な連携を図り、適正な管理運営に努めるものとします。

#### <施設概要>

所在地	豊見城市字豊見城 925 番地
供用開始	平成 26 年 6 月 26 日
総事業費	2,320,133 千円
敷地面積	13,042 m <sup>2</sup>
建築面積	2,710.75 m <sup>2</sup>
延床面積	2,899.89 m <sup>2</sup>
建物構造	鉄筋コンクリート造・地上 2 階建
火葬炉数	8 基
主要諸室	告別室 2 室、炉前ホール、収骨室 2 室、待合ロビー、和室待合室 2 室、洋室待合室 3 室、授乳室、日用品販売所、事務室
駐車場	普通車 104 台、マイクロバス 6 台、思いやり駐車場 21 台、大型バス専用駐車場 1 台、合計 132 台

#### <管理運営体制>

人員配置	所長、副所長（派遣職員） 会計年度任用職員（受付 4 人／技術 1 人）
火葬受付業務	電話受付・火葬予約システム
火葬使用料徴収業務	窓口にて現金徴収
火葬業務（火葬炉案内業務）	業務委託（棺運搬業務・会葬者案内業務）
火葬業務（火葬炉運転業務）	業務委託（火葬炉運転業務）
その他維持管理業務	業務委託（植栽管理業務／清掃業務）

## 6 社会福祉法に規定する所轄庁が行うこととされている事務に関すること

### (1) 経緯

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成 23 年法律第 105 号）が平成 23 年 8 月 30 日に公布され、その法律の公布に伴い、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 30 条及び第 56 条の規定が一部改正となり、平成 25 年 4 月 1 日から社会福祉法人に関する定款の認可のほか、報告の徴収及び検査、業務停止命令等並びに解散命令など、社会福祉法の規定に基づく「社会福祉法人の認可及び指導監査等の事務」の権限が沖縄県から「市」に移譲されました。

浦添市、豊見城市、南城市及び糸満市（以下「関係 4 市」という。）においては、当該事務の権限移譲に伴い、平成 25 年 4 月 1 日から主たる事務所が市の区域内にある社会福祉法人であって、その行う事業が当該市の区域を超えないものについては、社会福祉法第 30 条第 1 項第 1 号に規定する所轄庁として、社会福祉法人の設立認可及び指導監査等の事務を行うことになりましたが、当該事務処理の平準化、効率性、公平性及び中立性を確保し、行政経費の軽減ひいては地域福祉の推進と社会福祉事業の適正な執行・管理に努める観点から、平成 26 年度以降の事務処理にあたっては、一部事務組合制度を活用した広域的な事務処理の可能性を視野に入れ、その調査や検討が進められました。

また、平成 25 年度には、当該事務の範囲、実施日、管理及び執行、職員等の配置、非常勤職員等の報酬及び費用弁償の額、負担金の総額、負担割合、関係例規の整備、その他必要事項など、広域的な事務処理に向けて検討を重ねた結果、「社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 30 条第 1 項第 1 号に規定する所轄庁が行うこととされている事務」を本組合において共同処理することが望ましいとの結論に至り、共同処理の実施日を平成 26 年 4 月 1 日とする関係 4 市の協議が整ったことから、平成 25 年 12 月に「事務の共同処理に関する基本的な考え方」を取りまとめ、関係 4 市から本組合に対し、組合の共同処理する事務に「社会福祉法に規定する所轄庁が行うこととされている事務」を追加するよう要請が行われました。

こうした要請を受けて、本組合では、地方自治法に規定する構成市町村との協議を経て、組合規約第 3 条の共同処理する事務に「社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 30 条第 1 項第 1 号に規定する所轄庁が行うこととされている事務に関するこ（浦添市、豊見城市、南城市及び糸満市に係るものに限る。）」を加え、平成 26 年 4 月 1 日から共同処理することになりました。

## (2) 現状と課題

社会福祉法に規定する所轄庁が行うこととされている事務は、主に、法人の自主性及び自立性を尊重し、法令又は通知等により定められた法人として遵守すべき事項について運営実態の確認を行うことによって、適正な法人運営と社会福祉事業の健全な経営の確保を図ることを目的としています。

また、平成29年度の社会福祉法人制度改革（社会福祉法の一部改正）により、社会福祉法人の経営組織のガバナンスの強化や運営の透明性の向上などが図られたことを踏まえ、所轄庁による指導監督の機能強化を図る観点から、国の基準が指導監査ガイドライン等によって明確化され、その標準化と指導監査の効率化や重点化が図られています。

社会福祉法人に対する指導監査には、一般監査と特別監査があり、いずれも社会福祉法人の主たる事務所を訪問し、一般監査は毎会計年度の当初に指導監査実施計画を策定した上で一定の周期で実施され、特別監査は運営等に重大な問題を有する法人を対象として隨時実施されます。

具体的には、各法人から事前に提出された「指導監査調書」をもとに、税理士等の会計専門家を含む複数の職員が指導監査当日に関係書類を確認し、関係法令や通知等の規定に沿った法人運営が行われているかを確認します。

そのため、指導監査の実施にあたっては、関係法令のほか、指導監査ガイドラインや毎会計年度の指導監査実施計画等に基づき、税理士等の会計専門家や施設監査を実施する沖縄県の担当部署との緊密な連携を通じて、社会福祉法人に関する専門性を高めるとともに、その知識やノウハウ等の共有を図りながら、対等な姿勢で公平・公正な指導監査の実施に努めることが求められます。

また、現行の関係4市の輪番制による派遣職員（係長級）と会計年度任用職員の2人体制による執行体制の見直しのほか、指導監査業務の改善などにより、安定的かつ効率的な執行体制を確立する必要があります。

### <社会福祉法人の数（令和7年3月31日現在）>

市名	浦添市	豊見城市	南城市	糸満市	計
法人数	20 法人	17 法人	21 法人	23 法人	81 法人

### <令和6年度の設立認可・指導監査事務の実績（単位：件）>

区分	浦添市	豊見城市	南城市	糸満市	計
設立認可	0	0	0	0	0
指導監査	8	4	11	6	29

### (3) 基本方針

社会福祉法に規定する所轄庁として、安定的かつ効率的な執行体制のもとに、社会福祉法人の設立認可と指導監査等の事務を関係法令等に基づいて処理し、適正な法人運営や社会福祉事業の健全な経営の確保に努めるものとします。

### (4) 施策の展開

南部広域市町村圏事務組合社会福祉法人等指導監査要綱に基づき、毎会計年度の当初に指導監査実施計画を策定し、指導監査を実施します。また、社会福祉法人の所轄庁として、社会福祉法等の定めに従い、設立認可等の事務を行います。

#### ① 社会福祉法上の事務

事務の内容	根拠規定
設立認可申請の受理及び認可	法第 31 条第 1 項、法第 32 条
定款変更の認可	法第 45 条の 36 第 2 項
定款変更届の受理	法第 45 条の 36 第 4 項
解散の認可又は認定	法第 46 条第 2 項
解散届の受理	法第 46 条第 3 項
清算人の届出の受理	法第 46 条の 6 第 4 項、第 5 項
清算結了の届出の受理	法第 47 条の 5
合併の認可	法第 50 条第 3 項、第 54 条の 6 第 2 項
社会福祉充実計画の承認	法第 55 条の 2 第 1 項
社会福祉充実計画の変更の承認	法第 55 条の 3 第 1 項
監督	報告収集、検査
	改善命令
	業務停止命令、役員解職勧告
	解散命令
	弁明の機会の付与、弁明を聴取する職員の指定
	弁明聴取書及び報告書の受理
公益事業又は収益事業の停止命令	法第 57 条
現況報告書の受理	法第 59 条
財産移転の報告の受理	施行規則第 2 条第 4 項
社会福祉法人台帳の備え付け	施行規則第 11 条
基本財産の処分・担保提供の承認	社会福祉法人審査基準第 2-2(1)

#### ② その他の事務

情報公開請求への対応（決算書類等）
各種証明（租税特別措置法に規定する税額控除対象法人証明証等）

## 7 子ども・子育て支援法及び児童福祉法に規定する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の指導監査に関すること

### (1) 経緯

平成 27 年 4 月に子ども・子育て支援新制度が施行され、豊見城市、糸満市、南城市、南風原町、与那原町、八重瀬町及び久米島町（以下「関係 7 市町」という。）においては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業（以下「特定教育・保育施設等」という。）の質の確保や施設型給付費等の支給適正化を図るほか、適正な事業所運営や入所者・職員の適切な処遇等の確保などを目的とする「子ども・子育て支援法及び児童福祉法に規定する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の指導監査に関する事務（以下「指導監査事務」という。）」を関連する法律のほか、関係 7 市町が定める基本方針や基準等に基づき、事務処理を行っていました。

一方で、指導監査事務は、特定教育・保育施設等に対しての立入検査や各種給付費等支給の過誤・不正の防止、また、入所者の生活環境等の状況や施設の管理運営体制等の状況確認などの指導形態等が多岐にわたるほか、当時の待機児童の解消に向けた取組に伴う特定教育・保育施設等の増加などにより複雑多様な業務に対応する専門職員等の配置が求められ、現状の事務処理体制では適切な行政サービスが十分に行き届かないおそれがあるなど、関係 7 市町においては共通の課題を有していました。

また、指導監査事務を適切に処理するためには、担当職員の一定の知見や経験のほか、専門的知識やノウハウ等を有する人材の継続的な確保に加えて、関係 7 市町によって指導形態等が異なることがないよう広域的な事務処理による平準化・公平性を確保し、統一した適正な執行管理と事務処理体制の強化・効率化とあわせて、共同処理による行政サービスの質の向上や行政経費の軽減・合理化が求められていました。

こうした状況を踏まえ、関係市 7 町においては、令和 3 年度に沖縄県市町村広域連携支援事業交付金を活用して、指導監査事務の現状と課題の整理や共同処理によるメリット・デメリットの分析などについて調査検討し、令和 4 年度においては、共同処理する事務の範囲のほか、解決すべき課題の検討とあわせて、指導監査事務を本組合において共同処理することが望ましいとの結論に至り、共同処理の実施日を令和 5 年 4 月 1 日とする関係 7 市町の協議が整ったことから、令和 4 年 7 月に「事務の共同処理に関する基本的な考え方」を取りまとめ、関係 7 市町から本組合に対し、組合の共同処理する事務に指導監査事務を追加するよう要請が行われました。

こうした要請を受け、本組合では、地方自治法に規定する構成市町村との協議を経て、組合規約第 3 条の共同処理する事務に「子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に規定する特定教育・保育施設及

び特定地域型保育事業の指導監査に関するこ（豊見城市、糸満市、南城市、南風原町、与那原町、八重瀬町及び久米島町に係るものに限る。）」を加え、令和5年4月1日から共同処理することになりました。

## （2）現状と課題

指導監査事務は、関係7市町に所在する「私立」の特定教育・保育施設等を対象に、遵守すべき法令や基準等の周知・指導・確認を行い、特定教育・保育施設等の質の確保や施設型給付費等の支給適正化を図るほか、適正な事業所運営と入所者・職員の適切な処遇等の確保を図ることを目的としています。

指導監査事務には、子ども・子育て支援法の規定に基づき概ね3年に1回実施される「確認監査」と児童福祉法の規定に基づき1年に1回実施される「施設監査」の2種類があります。

指導監査事務の実施にあたっては、関係法令のほか、関係7市町が条例により委任している国の運営基準や毎会計年度の指導監査実施計画等に基づき、児童福祉法に基づく確認監査を実施する沖縄県の担当部署との緊密な連携を通じて、指導監査事務の専門性を高めるとともに、その知識やノウハウ等の共有を図りながら、対等な姿勢で公平・公正な指導監査事務の実施に努めることが求められます。

また、現行の執行体制にあっては、関係7市町の輪番制による派遣職員1人（係長級）とプロパー職員1人のほか、会計年度任用職員（保育士等有資格者3人）の5人体制によって安定的かつ効率的な執行体制が整いつつありますが、引き続き、それぞれの職員が専門的な知識やノウハウ等を効率的に習得するとともに、必要に応じて外部人材（税理士等の会計専門家）を有効に活用し、より充実した執行体制を確立する必要があります。

### ＜子ども・子育て支援法に基づく「確認監査」事務の内容＞

指 導	集団指導	新規施設…概ね1年以内 既存施設…必要と考えられる内容が生じたとき
	実地指導	①全ての施設を対象に定期的かつ計画的に実施（概ね3年に1度以上） ②実地による指導を要すると認める施設を対象に隨時実施
監 査	要確認情報や実地指導において確認した情報を踏まえて、違反疑義等の確認について特に必要があると認められる場合に実施	

### ＜児童福祉法に基づく「施設監査」事務の内容＞

一般監査	定期的かつ計画的に実施（概ね1年に1度以上）
特別監査	以下のいずれかに該当する場合、隨時適切に実施 ①事業運営に不正又は著しい不当があつたことを疑うに足りる理由がある場合

	②基準に違反があると疑うに足りる理由がある場合
	③度重なる一般監査によっても是正の改善が見られない場合
	④正当な理由がなく、一般監査を拒否した場合

<特定教育・保育施設等の数（令和7年3月31日現在）>

区分	豊見城市	糸満市	南城市	南風原町	与那原町	八重瀬町	久米島町	計
特定教育・保育施設数	26	29	25	17	8	18	2	125
特定地域型保育事業者数	13	16	7	6	6	4	2	54
計	39	45	32	23	14	22	4	179

<令和6年度の「確認監査（集団指導）」の実績（単位：件）>

区分	対象施設	現地参加施設数	動画視聴施設数	欠席
特定教育・保育施設	2	2	0	0
特定地域型保育事業者	2	2	0	0
計	4	4	0	0

<令和6年度の「確認監査（実地指導）」の実績（単位：件）>

区分	豊見城市	糸満市	南城市	南風原町	与那原町	八重瀬町	久米島町	計
<b>特定教育・保育施設</b>								
保育所	5	5	7	9	3	6	1	36
認定こども園	8	10	5	0	1	3	0	27
幼稚園（私学助成除く）	0	0	0	0	0	0	0	0
計	13	15	12	9	4	9	1	63
<b>特定地域型保育事業</b>								
家庭的保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0
小規模保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0
事業所内保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0
居宅訪問型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0	0	0	0

<令和6年度の「施設監査」の実績（単位：件）>

区分	豊見城市	糸満市	南城市	南風原町	与那原町	八重瀬町	久米島町	計
家庭的保育事業	0	0	1	0	1	0	2	4
小規模保育事業	7	16	5	5	5	3	0	41
事業所内保育事業	6	0	1	1	0	1	0	9
居宅訪問型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0
計	13	16	7	6	6	4	2	54

### (3) 基本方針

安定的かつ効率的な執行体制のもとに、指導監査事務を関係法令等に基づいて処理し、特定教育・保育施設等の質の確保や施設型給付費等の支給適正化を図るほか、適正な事業所運営と入所者・職員の適切な処遇等の確保に努めるものとします。

### (4) 施策の展開

子ども・子育て支援法及び児童福祉法上の事務を毎会計年度の「特定教育・保育施設等指導監査実施計画」及び「家庭的保育事業等指導監査実施計画」に基づき処理するものとします。

#### <子ども・子育て支援法に基づく「確認監査」(概ね3年に1回)>

対象施設	実施主体
保育所	南部広域市町村圏事務組合
認定こども園	
幼稚園（私学助成除く）	
家庭的保育事業	
小規模保育事業	
事業所内保育事業	
居宅訪問型保育事業	
(法的根拠)	
子ども・子育て支援法第14条第1項、第38条第1項、第50条第1項	
(主な監査事項)	
管理運営、福祉サービスの質の向上、給付費等に関する事項ほか	

#### <児童福祉法に基づく「施設監査」(1年に1回)>

対象施設	実施主体
保育所	沖縄県
認定こども園	
幼稚園（私学助成除く）	
家庭的保育事業	南部広域市町村圏事務組合
小規模保育事業	
事業所内保育事業	
居宅訪問型保育事業	
(法的根拠)	
児童福祉法第34条の17第1項	
(主な監査事項)	
施設・設備等、職員の処遇・給与等、健康・安全・給食に関する事項ほか	

## **8 計画の効果的な推進に向けて**

本計画の着実な推進にあたっては、施策事業等の実施状況や成果等を検証し、必要に応じて見直し・改善を図っていくことが重要です。

また、施策事業等を円滑かつ効果的に実施するためには、関係団体との連携のほか、今後の広域行政の推進や新たな広域連携の展開などを見据え、事務局体制の強化を図ることが必要となります。

そのため、次に掲げる視点から本計画の進捗管理を行い、計画の効果的な推進を図るものとします。

### **(1) 計画の周知・広報**

本計画の着実な推進に向けて、計画に掲げた基本方針や施策展開等が広く住民に共有されるよう、ホームページなどの広報媒体を活用しながら、情報発信や広報活動等に努め、計画の周知を図るものとします。

### **(2) 計画の進捗状況の管理**

本計画を着実に推進するため、各施策事業の実施状況や成果を単年度ごとに検証するとともに、その達成状況等を整理し、計画の進捗状況を管理するものとします。

### **(3) 施策事業等の見直し・改善**

施策事業等については、関係市町村等の意見やニーズを踏まえ、必要に応じて、単年度ごとに見直し・改善を行い、当該年度の予算編成方針や施策展開等に反映させるものとします。

### **(4) 関係団体との連携**

施策事業等を円滑かつ効果的に実施するためには、本組合と関係団体（南部市町村委会及び一般財団法人南部振興会等）が、それぞれの適切な役割分担のもとに、相互に連携・協力することが不可欠です。関係団体との緊密な連携・協力を通じて、施策事業等の展開とあわせて、南部圏域の総合的な振興整備に努めるものとします。

### **(5) 事務局体制の強化**

今後の広域行政の推進や新たな広域連携の展開などを見据え、組織運営や業務遂行に支障が生じないよう効率的かつ柔軟な執行体制を確立するため、事務局職員の適正配置と将来的な広域行政の推進等を担う人材を育成・確保し、事務局体制の強化を図るものとします。

# 資 料 編

## ◇沿革

- ▶ 1970年（昭和45年）4月
  - ・自治省の広域市町村圏政策が本格的に開始
- ▶ 1979年（昭和54年）4月
  - ・自治省が新広域市町村圏計画策定要綱を示す
- ▶ 1981年（昭和56年）4月1日
  - ・南部広域市町村圏協議会を設立
- ▶ 1982年（昭和57年）3月29日
  - ・南部新広域市町村圏計画を策定
- ▶ 1989年（平成元年）6月23日
  - ・自治省がふるさと市町村圏施策を開始
- ▶ 1992年（平成4年）10月6日
  - ・南部広域市町村圏が「ふるさと市町村圏」に選定
- ▶ 1992年（平成4年）10月21日
  - ・第2次南部広域行政圏計画を策定
- ▶ 1992年（平成4年）11月1日
  - ・南部広域市町村圏事務組合を設立（那覇市役所内に事務所を設置）
- ▶ 1992年（平成4年）11月
  - ・ふるさと市町村圏基金を造成（～平成5年度）
- ▶ 1993年（平成5年）4月
  - ・沖縄県市町村自治会館に事務所を設置
  - ・ふるさと市町村圏基金事業を実施（平成5年度～）
- ▶ 1998年（平成10年）4月1日
  - ・事務局内に「北斎場建設課」を設置
- ▶ 1999年（平成11年）10月
  - ・介護保険法に基づく介護認定審査会の設置及び運営に関する事務を追加
- ▶ 1999年（平成11年）4月21日
  - ・自治省がふるさと市町村圏推進要綱を示す
- ▶ 2000年（平成12年）3月31日
  - ・自治省が広域行政圏計画策定要綱を示す

- ▶ 2002年（平成14年）3月1日
  - ・「いなんせ斎苑」供用開始
- ▶ 2002年（平成14年）4月1日
  - ・構成市町村の廃置分合により19市町村の構成となる
- ▶ 2003年（平成15年）3月31日
  - ・介護保険法に基づく介護認定審査会の設置及び運営に関する事務を廃止
- ▶ 2003年（平成15年）10月28日
  - ・第3次南部広域行政圏計画を策定
- ▶ 2004年（平成16年）4月1日
  - ・3団体（南部広域市町村圏事務組合・南部市町村会・南部振興会）の事務局を統合
- ▶ 2006年（平成18年）1月1日
  - ・構成市町村の廃置分合により15市町村の構成となる
- ▶ 2009年（平成21年）12月26日
  - ・総務省が定住自立圏構想を推進
- ▶ 2009年（平成21年）3月31日
  - ・総務省の広域行政圏施策が廃止される
- ▶ 2009年（平成21年）4月1日
  - ・事務局内に「南斎場建設課」を設置
- ▶ 2012年（平成24年）3月31日
  - ・第3次南部広域行政圏計画の計画期間が終了
- ▶ 2012年（平成24年）10月16日
  - ・今後の広域連携のあり方に関する基本方針を協議
- ▶ 2013年（平成25年）2月7日
  - ・平成25年度南部広域市町村圏事務組合広域振興計画を策定
- ▶ 2013年（平成25年）4月1日
  - ・南部広域行政圏計画の策定事務を廃止
  - ・広域的な振興事業の調査研究に関する事務を追加
- ▶ 2014年（平成26年）2月6日
  - ・平成26年度南部広域市町村圏事務組合広域振興計画を策定
- ▶ 2014年（平成26年）4月1日
  - ・社会福祉法に規定する所轄庁が行うこととされている事務を追加

- ▶ 2014年（平成26年）6月26日
  - ・「南斎場」供用開始
- ▶ 2014年（平成26年）8月25日
  - ・総務省が地方中枢拠点都市圏構想を推進
- ▶ 2015年（平成27年）1月28日
  - ・総務省が連携中枢都市圏構想を推進（地方中枢拠点都市圏構想一部改正）
- ▶ 2015年（平成27年）2月12日
  - ・平成27年度南部広域市町村圏事務組合広域振興計画を策定
- ▶ 2016年（平成28年）2月9日
  - ・平成28年度南部広域市町村圏事務組合広域振興計画を策定
- ▶ 2017年（平成29年）2月15日
  - ・平成29年度南部広域市町村圏事務組合広域振興計画を策定
- ▶ 2018年（平成30年）2月8日
  - ・なんぶトリムマラソン大会の主催団体を取りやめることを決定
  - ・平成30年度南部広域市町村圏事務組合広域振興計画を策定
- ▶ 2019年（平成31年）2月14日
  - ・平成31年度南部広域市町村圏事務組合広域振興計画を策定
- ▶ 2019年（令和元年）10月
  - ・いなんせ斎苑施設保全基本計画を策定
- ▶ 2020年（令和2年）2月13日
  - ・令和2年度南部広域市町村圏事務組合広域振興計画を策定
- ▶ 2020年（令和2年）4月1日
  - ・会計年度任用職員制度の導入
- ▶ 2021年（令和3年）2月12日
  - ・南部広域市町村圏事務組合広域行政推進計画（令和3年度～令和7年度）を策定
- ▶ 2021年（令和3年）10月1日
  - ・いなんせ斎苑及び南斎場において火葬予約システムを導入
- ▶ 2022年（令和4年）3月31日
  - ・ふるさと市町村圏基金に属する関係市町村の出資金9億円を償還
- ▶ 2022年（令和4年）4月1日
  - ・組合規約第3条第2号の事務を「広域的な行政課題及び振興整備等の調査研究に關

すること。」に変更

- ▶ 2022年（令和4年）9月1日
  - ・南部広域市町村圏事務組合斎苑・斎場適正管理計画を策定
- ▶ 2023年（令和5年）4月1日
  - ・いなんせ斎苑及び南斎場の火葬使用料を改定
  - ・子ども・子育て支援法及び児童福祉法に規定する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の指導監査に関する事務を追加
- ▶ 2025年（令和8年）2月2日
  - ・南部広域市町村圏事務組合広域行政推進計画（令和8年度～令和12年度）を策定

## ◇南部広域市町村圏事務組合規約

平成4年10月15日沖縄県指令総第713号許可  
最終改正 令和5年2月28日

### 第1章 総則

#### (組合の名称)

第1条 この組合は、南部広域市町村圏事務組合（以下「組合」という。）という。

#### (組合を構成する市町村)

第2条 組合は、次の市町村（以下「関係市町村」という。）をもって組織する。

浦添市、那覇市、豊見城市、南風原町、与那原町、南城市、八重瀬町、糸満市、久米島町、粟国村、渡名喜村、座間味村、渡嘉敷村、南大東村、北大東村

#### (共同処理する事務)

第3条 組合は、次に掲げる事務を共同処理する。

(1) ふるさと市町村圏基金を活用した次に掲げる事業の実施に関すること。

ア 広域観光事業

イ 広域文化事業

ウ 広域的健康づくり、スポーツ及びレクリエーション事業

エ 広域的人材育成及び人材活用事業

オ 広域研修事業

カ 地域イベント助成事業

キ 地域間交流事業

ク 地域産業育成事業

ケ 地域づくり支援事業

(2) 広域的な行政課題及び振興整備等の調査研究に関するこ。

(3) いなんせ斎苑の建設及び管理運営に関するこ（那覇市及び浦添市に係るものに限る。）。

(4) 南斎場の建設及び管理運営に関するこ（糸満市、豊見城市、南城市、南風原町、八重瀬町及び与那原町に係るものに限る。）。

(5) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第30条第1項第1号に規定する所轄庁が行うこととされている事務に関するこ（浦添市、豊見城市、南城市及び糸満市に係るものに限る。）。

(6) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の指導監査に

関すること（豊見城市、糸満市、南城市、南風原町、与那原町、八重瀬町及び久米島町に係るものに限る。）。

（事務所の位置）

第4条 組合の事務所は、那覇市内に置く。

第2章 組合の議会

（議会の組織）

第5条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は、21人とし、次の区分により関係市町村の議会において、当該議員のうちから選挙する。

那覇市 3人

浦添市、糸満市、豊見城市及び南城市 2人

その他の町村 1人

（組合議員の任期）

第6条 組合議員の任期は、関係市町村議会の議員の任期によるものとする。

（議長及び副議長）

第7条 組合の議会に議長及び副議長を1人置く。

2 議長及び副議長は、組合議員のうちから選挙する。

3 議長及び副議長の任期は、組合議員の任期によるものとする。

（特別議決）

第8条 組合の議会の議決すべき事件のうち、関係市町村の一部に係るものに議決については、当該事件に関する市町村から選出されている議員の出席者の過半数の賛成を含む出席議員の過半数でこれを決する。

第3章 理事会

（理事会）

第9条 組合に理事会を置く。

2 理事は、関係市町村の長をもって充てる。

3 理事の任期は、関係市町村の長の任期によるものとする。

4 理事会に理事長1人を置く。

5 前各号に定めるもののほか、理事会の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

（会計管理者）

第10条 組合に会計管理者1人を置く。

2 会計管理者は、理事長の属する市町村の会計管理者をもって充てる。

（監査委員）

第11条 組合に監査委員を2人置く。

2 監査委員は、理事会が組合の議会の同意を得て識見を有する者及び組合議員のうちからそれぞれ1人を選任する。

3 監査委員の任期は、組合議員のうちから選任された者については組合議員の任期によるものとし、識見を有する者のうちから選任された者については4年とする。

(事務局)

第12条 組合に事務局を置く。

2 事務局に事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長その他の職員は、理事会が任免する。

4 事務局長その他の職員の定数は、条例で定める。

#### 第4章 基金の設置

(基金の設置)

第13条 組合は、ふるさと市町村圏の振興整備のための事業（公共施設及び公用施設の建設事業並びに土地の購入を除く。）の推進に資するため、ふるさと市町村圏基金（以下「基金」という。）を設置する。

2 基金は、沖縄県の補助金1億円及び別に条例で定める積立金により造成する。

3 基金の運用益から生ずる収益は、第3条第1号の事業を実施するための財源に充てる。

(基金の処分の制限)

第14条 基金に属する財産のうち、沖縄県の補助金に相当する額は、これを処分することはできない。

#### 第5章 組合の経費

(経費の支弁方法)

第15条 組合の経費は、関係市町村の負担金、国県の補助金、組合の事業により生ずる収入及びその他の収入をもって充てる。

2 前項に規定する関係市町村の負担金の負担割合は別表のとおりとし、関係市町村の負担金の総額及び負担すべき額は、理事会が組合の議会の議決を経て定める。

#### 第6章 補則

(経費の支弁方法)

第16条 この規約の施行に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

#### 附 則

この規約は、沖縄県知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成11年5月7日沖縄県指令企第341号）

この規約は、沖縄県知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成 14 年 3 月 29 日沖縄県指令企第 279 号）

この規約は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年 4 月 1 日沖縄県指令企第 288 号）

この規約は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 15 年 10 月 15 日）

この規約は、組合を組織する市町村の協議の整った日から施行する。

附 則（平成 17 年 12 月 27 日沖縄県指令企第 686 号）

この規約は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 30 日沖縄県指令企第 201 号）

この規約は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 28 日沖縄県指令企第 184 号）

この規約は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 24 日沖縄県指令企第 146 号）

この規約は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 18 日沖縄県指令企第 91 号）

この規約は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 26 日沖縄県指令企第 77 号）

この規約は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 1 月 31 日沖縄県指令企第 4 号）

この規約は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 2 月 28 日沖縄県指令企第 64 号）

この規約は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第15条関係）

区分	市町村	負担割合
1 一般管理費	浦添市、那覇市、豊見城市、南風原町、与那原町、南城市、八重瀬町、糸満市、久米島町、粟国村、渡名喜村、座間味村、渡嘉敷村、南大東村、北大東村	議会費及び総務費 均等割 30% 人口割 70%
2 広域的な行政課題及び振興整備等の調査研究に関する事務	浦添市、那覇市、豊見城市、南風原町、与那原町、南城市、八重瀬町、糸満市、久米島町、粟国村、渡名喜村、座間味村、渡嘉敷村、南大東村、北大東村	事業費 関係市町村の協議により定める。
3 いなんせ斎苑の建設及び管理運営に関する事務	那覇市、浦添市	建設費 人口割 100%
		管理運営費 利用実績割 100%
4 南斎場の建設及び管理運営に関する事務	糸満市、豊見城市、南城市、南風原町、八重瀬町、与那原町	建設費 人口割 100%
		管理運営費 利用実績割 100%
5 社会福祉法に規定する所轄庁が行うこととされている事務	浦添市、豊見城市、南城市、糸満市	民生費 均等割 5% 法人数割 95%
6 子ども・子育て支援法及び児童福祉法に規定する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の指導監査に関する事務	豊見城市、糸満市、南城市、南風原町、与那原町、八重瀬町、久米島町	民生費 均等割 5% 監査件数割 95%